

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課（子育て支援課・産業創出課）
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県公の施設及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>（1）愛媛県松山保健所の改称による規程整備 「愛媛県松山保健所」を「愛媛県中予保健所」に改める。</p> <p>（2）愛媛県産業技術研究所建設技術センターの廃止に伴い、別表第1公の施設の設置根拠より、「建設技術」に関する語句を削除 「工業技術及び建設技術に係る試験研究」「工業技術に係る試験研究」 「技術及び建設技術に関する試験研究」「技術に関する試験研究」</p> <p>（3）児童福祉法の改正に伴う規程整備 児童福祉法第15条の2 第12条第2項及び第3項</p> <p>2 愛媛県保健所設置条例の一部改正 愛媛県松山保健所の改称による規程整備 「愛媛県松山保健所」を「愛媛県中予保健所」に改める。</p> <p>3 愛媛県児童相談所設置条例の一部改正 児童福祉法第15条 第12条第1項</p> <p>4 愛媛県感染症条例の一部改正 愛媛県松山保健所の名称改称による付則改正 第8条：結核審査部会の庶務 「愛媛県松山保健所」を「愛媛県中予保健所」に改める。</p>	
施行日	平成24年4月1日

【その他参考事項】